

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第4回)

議事録

1 日 時: 平成 23 年9月9日(金) 17 時～19 時

2 場 所: 総務省 10 階 第1会議室

3 出席者:

(1) 委員

山内主査、酒井主査代理、清原委員、関口委員、舟田委員、吉川委員

(2) 総務省

安藤総務課長、原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、木村事業政策課調査官、富岡事業政策課課長補佐、大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、杉浦事業政策課課長補佐

4 模 様:

山内主査) それでは、定刻より若干早いですけれども、皆さんおそろいの方ですので、始めたいと思います。本日は、皆さんお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

情報通信審議会の電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会、第4回会合を開催したいと思います。

審議に先立ちまして、恐縮でございますけれども、総務省側の御出席の方で今日初めて参加の方がいらっしゃいますので、御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

杉浦補佐) 事業政策課、杉浦でございます。よろしく願いいたします。

山内主査) ありがとうございます。今回は2時間の会議を予定しておりますけれども、議事次第を見ていただきますと、非常に多いということでございまして、時間の配分でございますと、最初の1時間をNGNのオープン化の議論について、それから、後半の1時間を線路敷設基盤の開放及び公正競争環境の検証等についてと、このような分け方にしたいと思います。

山内主査) それではまず、NGNのオープン化についての議論ですが、この資料の内容について御説明を事務局からお願いします。

#### <事務局が議題1:NGNのオープン化について(各論)について説明>

山内主査) どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました、NGN、次世代ネットワークのオープン化によるサービス競争促進について、御質問あるいは御意見をいただきたいと思えます。挙手の上、御発言願えればと思えますが、どなたかいかがでしょう。

酒井主査代理) 質問ですが、3ページの地域IP網及びNGNのポート単位の中継局接続料金を書いてありますけれども、これは、なぜこんなに違うのでしょうか。例えばNTT東西で18万円、101万円。区域、地域で違うとか、あるいは、NGNと地域IP網で1ギガと10ギガが増えて、これだけ高くなっているというのは、これはどういう理由でしょうか。

安東補佐) まず、地域IP網とNGNの関係については、地域IP網は2001年、2002年からの導入時期ということで、減価償却が大分落ちてきているということがございますが、NGNは構築してまだ設備投資を昨年度ぐらいまで続けていたという状況がありますのが1点です。

それとともに、地域IP網はNTT東西で料金が違うではないかという点に関しましては、1ギガポート、1ギガ装置と書いてあるところが理由でございます。1ギガ装置につきましては、大きい装置でございます、そこに20口のポートがありますという、そういう設備でございます。そういうことで、NTT西日本は、ポートが20個含まれているということも含めて、設備の内容が違うという意味で、18万円、101万円のよな違いが生じているということになります。

酒井主査代理) 1ギガ装置というのは、20ギガ分ぐらいの容量を持っているわけなのでですね。

安東補佐) 数十口のポートをくっつけられるという意味ではそうです。

酒井主査代理) わかりました。

舟田委員) 前々回も、今日の資料4-3に基づいて議論したときに私は申し上げた

のですけれども、現在はNTT東西の非常に大きな部分において不可欠施設であるという認定に基づいて指定がなされているわけです。今後、既存の電話網からNGNへのマイグレーションが進む中でその指定をどうすべきか、それから、今日資料が出ているような、様々なアンバンドリングをどうするかと、非常に難しい問題が出ていていると思います。全体を通じて一番大事なところは、今日の資料4-1でいいますと15ページのところではないかと思っています。これがいわば基本的な考え方になって、考え方をどうするかということで、ここからそれぞれの問題点も出てくるのではないかと思っています。

今日のペーパーは大変よくまとめられていますし、私も新しいこと、様々なことを教えていただきましたけれども、15ページの真ん中のところに現在のアンバンドルの3原則があるわけですが、今後、右側にありますように、NGNがこれからだんだん発達して、最後はすべてNGNになるという、いわば現在は、過程といえますか、過渡的な時期におけるルール作りはどうなのかということではないかと思っています。

マイグレーションが完全に完成するのは、予定では何年後に完成でしょうか。

安東補佐) NTT東西からの説明によりますと、2025年までにPSTN交換機が倒れていくということです。

舟田委員) 25年までという、今、11年ですからその間の14年間何をどうするかという問題だろうと思います。

不可欠性があるかどうかについては、NTT東西さんからも、現在、状況がかなり違っているというお話があります。特に無線ネットワークが非常に高度化しているとか、使い方が高度化しているとか、それから、もともとNGNは、このペーパーの15ページの一番上の囲みにありますけれども、創意工夫で新たなサービスを生むためにNGNが作られたわけですから、それを阻止、阻害するようなことがあってはならないということです。しかし、他方では、今言ったように、現在における競争がこれからNGNにだんだん巻き取られていくというときに、過渡的な間における公正な競争も同時に確保しなければならないという難しい課題であろうと思います。

これは皆さん御存じの上で議論しているところですが、基本的にはここに書いているように、アンバンドルの原則を今後、そのような観点から少しずつ考え直していくといえますか、適切な整理と書いてありますけれども、そういうことが大事

なのではないかなと思います。

そういう点で今日の中で一番はっきり言えるのは、前半の3ページ、4ページ、5ページあたり、先ほど酒井先生から御指摘があったところは、特に、たしかテレサ協あたりからよく出ていた御主張かと思えますけれども、こういう点についてはやはり、利用者の意見をよく聞いて、NTT東西として適切に対応していただきたいなという感じがしています。

それからもう1つ、アクセス回線、7ページ以下のことです。以前から、気にはしていたのですが、今回初めて、配線ブロック当たり 50 あるいは西で 40 と、なるほど、こういう計算になるのかということがわかりました。これについても、特に9ページにあるように、接続事業者としては、一体どこの地域がどれだけのカバーでどうなっているのだろうかということを知るのがなかなか大変です。右下に、「調査し回答」とありますけれども、これから接続事業者が競争的にサービス展開する上で、なるべく支障がないような対応が求められるのではないかなと思います。

山内主査) はい、ありがとうございます。過渡期という、今の御指摘がやはり非常に大きくて、これから時間的なスパンの中でどういうルールを決めていかなければならないかということなのですけれども、10 何年で全部巻き取るというお話ですが、もちろん前倒しになるかもしれないですし、それから、どの程度まで巻き取りが進むかによっても違って来るわけです。だから、そういったことも視野に入れるのかなということなんです。

清原委員) 今、舟田先生からちょうど御指摘いただいたところは、私も同じような関心があったので、お話したいと思えます。最初に先生が最後におっしゃった9ページのところですが、私もそこは少し気になっています。競争事業者のブロードバンド普及促進の観点から、情報開示が進んでほしいということも考えますと、よりこの情報開示のところ、光回線区域情報のところは、もう少し透明性とかオープン性を高める方法がうまく整備できればいいなと今日お話を伺って考えていました。

あともう1つ、15 ページ、16 ページのところですが、マイグレーションが完成するのに 14 年ぐらいでということなので、その間に考えるべきこととしまして、競争事業者から当然具体的な要望が必要ですので、声を上げる必要があると思うのですが、一方で、ここに書いていただきましたように、NGNへのマイグレー

ション後もNTTにおいて提供予定のユーザーサービスを実現するために必要と認められる機能というところについては事前に教えてもらえるというようなことがあると、今後の移行期に関しては進みやすくなるのではないかと考えます。

それからもう1つは、16 ページですけれども、過度な経済的負担がないことに留意しなくては行けません、先ほど御説明いただきましたように、実績コストと実績収入の差分を後年度に調整することを特例的に認めた経緯があるということなので、これを考えますと、過度とは言えないのではないかと考えます。アンバンドルの原則が3点ありますけれども、マイグレーションの時期であるということを考えますと、1つ、ここに御提案いただきましたように、もう一度見直すということが必要ではないかと考えています。

山内主査) ありがとうございます。この点について、ほかにはいかがでしょう。特によろしいですか。

吉川委員) 私は、11 ページのsONUについては、技術的な観点できちんとできるかどうかはわからないのですが、ビジネスという観点で見ると、この資料の右下にも書いていますけれども、「独自仕様に基づく多様なサービス提供のニーズ」というのは結構あるのではないかと考えています。

1つは、スマートメーターとか、最近いろいろ話題になっていますけれども、おそらく今後、通信と電力との関係が、もっと融合してくると思います。来年、スマートメーター用の周波数の付与もあるということを見ると、技術的にこの辺を基点として様々なイノベーションが起こっていくというのは十分考えられるシナリオだろうと思います。要するに、ここに例えば無線の機能もつけるとかいろいろなことができると思いますので、もし技術的に可能であれば、イノベーションを促すという観点でいうと、おもしろい試みではないかと考えています。

山内主査) ありがとうございます。そこのところは、論理的にはどうですか、酒井先生。

酒井主査代理) そうですね、確かに技術的に可能か不可能かといえば、それはやっでできないことはもちろんないと思います。メンテナンスとか、分界点という形をどうするのかという、保守のところをきちんと考えていけば、もちろん何か解は当然出てくると思いますし、こういった機能の、ファイバそのものを開放すれば似たようなことができるわけですけれども、ファイバそのものではなくて、NGN開放ということで、不可能ではないと思います。メンテナンスのしやすさとかそういったことではないか

とっております。ほかの点でよろしいでしょうか。

山内主査) どうぞ。

酒井主査代理) 多少感想なのですが、やはり今、最初に私が御質問したところで、地域IP網は安いけれども、NGNは新しくできているから高いという、この問題というのは、両方とも例えば長期増分モデルみたいなものを使えば、どちらにしても同じ料金になるはずなのですが、それをやったら多分えらい話になるだろうとも思います。このあたりは過渡期なので、当然、最初は高い。かといって、それをあまり安くするとすごく負担になりますし、このあたりが結構難しいのかなという気もいたします。

同様に、先ほどの接続点も、確かに今、長距離伝送コストは、おそらく利用者もそれほど多くなかったら、日本に1か所か2か所の接続点でも、料金はわかりませんが、それほどコストは変わらないのではないかなという気もいたします。とはいうものの、利用者がすごく増えた場合には、接続点はもっと増えるかもしれません。少なくとも、今、利用者が少ない時点からこれを増やせということかという、少しそこまではどうかという感じもいたします。そういった形で、現状はそれほど利用がないので、割高になる。それを利用がすごくあることを想定して、安くしろと本当に言えるのかどうかというところが結構ポイントになってくるのではないかとっております。

舟田委員) 今の話は4ページでしょうか。

酒井主査代理) 4ページです。ほかも皆そうなのですが、要するに、要望はあるけれども、具体的に数がないから、一応用意しろと言ったら、非常に高いものになります。本当にそのとおり出れば問題ないのですが、出なかったら、これはまた無駄なことになって、NTTの利用者が今度、割高な料金になってしまうという話に当然なるわけですから、そのあたりどのような作戦でいくのかなというところが少し難しいです。

舟田委員) ただ、今の話は鶏と卵みたいなものですが。

酒井主査代理) もちろん。ですから、本当に鶏と卵の部分なのか、そうではなくて、鶏になることのできない卵の部分なのか少し見分けておかないといけないと思います。

山内主査) まさにそのところがわからないので、全体的にこの議論がなかなか進ま

ないというところですね。

酒井主査代理) そうです。

山内主査) 関口さん、この点については何かありますか。

関口委員) 鶏と卵、なかなか判断が難しいとは思っています。ここはただ、16 ページの過度な経済的負担がないことの2点を考慮すると、競争の進展を見つつ、エリア展開を順次、競争が進んだところから開放を進めていくということを政策的に考えざるを得ないのだらうと思います。

過度な経済的負担がない、この第1の点も、将来原価方式は需要が追いついてこないときに分母をあまり過少な実績でやると割高になってしまうということで、少し多目の需要想定をして、単価を下げるという政策的配慮をしておいて、実はそうすると、回収漏れが発生してしまう実態が出るわけですから、その回収漏れの部分は将来何年かでやると。ここは後年度で調整という形で認めたという経緯があって、ここも随分議論はしたわけです。このとき、NTT東西さんからは、特例ではなくて普遍的にしてくれという御要望をいただいたわけですが、よく考えると、これは実績原価方式そのものになってしまうので、これはあくまでも扱いとしては将来原価方式が例外なのだから、例外のそのまた例外で調整を認めるということなのだから、特例だけ外せないという結論に持ってきた経緯があるわけです。

ただ、あまりここで需要のついてこないエリアに過剰投資をするということになると、酒井先生がご心配なさるように、実績のコストと同じ原価回収を認めるということになるから、結果的に接続料原価は上がってしまうということになるわけです。ですから、その意味で、エリア限定で、かなり競争が進展してきて需要が想定できるようなところから準備を打っていかざるを得ないのではないかと思います。

そのことが、この2番目の、段階的な提供エリア展開を認めてきたという政策配慮の結果ですから、ここは鶏と卵のどちらが先かはエリアごとにやはり判断して、そこについては多少の先行投資でもその投資分は保証してあげるというような配慮をこのマイグレーションの間はせざるを得ないのではないかと私も思っています。

山内主査) そのほかにいかがでしょうか。

舟田委員) どうも非常にこの点は議論がしにくいのです。先のことということになるので。ですから、今日はこうやって事務局が非常に苦勞して資料をまとめていただいて、私どもはそれぞれの重要性を確認するということになるらうと思います。先ほど言

ったことのほかに言いますと、例えば6ページのことですけれども、これはフレッツ光をいわば卸化できないかという、前から提案は少しあったことですけれども、私は十分検討に値するのではないかと思います。

それから、10 ページのことは、これは前からヒアリングで設備事業者から出ていて、NTT東西も、それぞれの右のところに批判がありますように、議論が分かれているところですので、これは継続して検討しなければならないと思います。

先ほどの11ページなどは、これは皆さん御存じかもしれませんが、実は私は初めて聞いて、なるほど、そういう問題があったのかと気がつきました。先ほど吉川さんが御指摘されたところですが、今後これはぜひ検討していただきたいことです。

もちろん 12 ページ以下も、ヒアリングで出ていたことですが、やはりこういうまとめに従って、今後検討してくということぐらいではないでしょうか。これ以上、私たちでも少し言いにくいというところです。

山内主査) 最初に、議論が盛りだくさんで時間がと言ったのですけれども、非常に議論しづらくて、確定的に何か意見を言うことが非常に難しい分野だということです。ですから、皆さん、御感想を含めて言っていただいたのですけれども、基本はやはり確実なところから競争を促進するようなことで対処するしかないという、舟田先生のまとめになるのかなと思います。

我々は、中間報告をどのように出すかということですが、その辺もう少し具体的に議論して、詰めて、言えるところまで言うというような感じになるのではなかと  
思います。

ほかに、この件について何かありますか。もしよろしかったら、何か追加的に御発言があれば、また後で伺うことにします。

関口委員) 少しだけ。

山内主査) どうぞ。

関口委員) 先ほど安東補佐から 18 ページを御説明いただきましたが、前回私が、事業者のヒアリングで問題提起があったところなので、ぜひ取り上げてほしいという  
お願いをいたしました。これについて、参考資料4-2の5枚目に利用ごとの時間帯の料金区分もありますので、そこは御説明いただいたほうがよろしいと思います。

安東補佐) 先ほど時間の関係で省略しておりました参考資料4-2の5ページ目を



御説明させていただきます。前回の加入電話発携帯着信に係る料金設定水準に関する主張につきまして、180 秒の段階で比較をしているものが本体資料4-1の18 ページでございます。実際には事業者ごとにそれぞれもう少し差があるのではないかと御指摘がございましたが、それぞれの携帯事業者においては、秒単位の段階料金を設定しております。それを整理しましたのが、参考資料4-2の5 ページ目の右の表でございます。

こちらは見づらくて恐縮でございますが、ポイントは、NTT東西の設定する料金の体系と比較して、NTTドコモ、イー・アクセス、ソフトバンク、KDDIが設定する料金水準がいつも必ず高いのかどうかという点でございます。ここは細かく見ていきますと、実は最初の0秒から 30 秒手前ぐらいまでにつきましては、青い線、緑の線、赤い線というのが各携帯事業者の料金設定で、その少し上に灰色の線ないしは黒い点々というのがNTT東西の設定する料金という形で、携帯事業者設定の料金のほうが安い時間帯があります。

また、60 秒目から 80 秒目ぐらいまでのところは、赤い線と灰色の線がございますけれども、NTTドコモの料金設定がNTT東西の料金設定を下回っております。トラフィックから見て、この時間分通話を行うユーザも一定程度存在するところですが、この部分を除けば、あとはすべて携帯事業者の設定する料金がNTT東西の設定する料金を上回っているという状況でございます。

また、左側の文字でございますが、関口先生の御指摘を受けて、質問を各携帯事業者に投げさせていただいております。すなわち、プレフィックス番号を付した電話の料金設定について、プレフィックス番号を付していない加入電話から携帯電話に出ていく料金との関係で恒常的に格差が存在するということでございますが、この格差の理由について見解を伺っております。

NTTドコモさん、KDDIさん、イー・アクセスさん、ソフトバンクモバイルさん、それぞれ見解をいただいておりますけれども、ドコモさんからは、先ほどのような、最初の何秒間と途中の何秒間のところについては必ずしもドコモが高いというわけではないということと、180 秒ではなくて、100 秒が平均通話時間ですので、そこで比べてくださいということを主張されております。また、「なお書き」において、「当社は今後もお客様ニーズを踏まえつつ、よりお客様に使い勝手のよい料金を目指し、見直しを図っていく所存」という御見解をいただいております。

KDDIさんにおきましても、これらの料金から簡単に比較することはできないという主張がございます。

また、イー・アクセスさんにおいても、「なお書き」において、一定の料金格差があることは事実として認識しており、料金については、今後の利用動向やトラフィック状況などを勘案し、検討する予定ですというような回答をいただいているところでございます。以上、御紹介をさせていただきました。

関口委員) どうもありがとうございます。固定電話発携帯電話着については、携帯事業者さん同士での競争がやや働きにくかったところだと思っていますし、それから、固定電話のユーザーにとってみると、どこに発信しているかわからないから、自分が幾らの単価で電話しているかわからないというような問題がありますから、少なくとも、こういう状況についてオープンになっていくということと、それから、ユーザー利便性という観点から、適切な水準に料金が落ちてくるということであれば、望ましいことかなと思っています。

酒井主査代理) もう1点よろしいですか。

山内主査) どうぞ。

酒井主査代理) 先ほどのONUの開放ですが、今、よくよく見ると、多分これは、次のように解釈すればよろしいですね。11 ページのところですけども、ONUについては、NTTの方も、ファイバの保守や何かにはもちろん使っているでしょうけれども、ただ同時に、今の方式だと、1人のONUのところでも、ほかの人のONUの部分の信号が全部見えるようになっているということです。ですから、もしこのONUを開放された人が悪い人だったら、ほかの人の人も全部盗めるようになっています。だから、そこは怖いということで、おそらくそういったところもポイントになっているのですね。

要するに、これは、全員の分が来てしまうのだけど、ただ、NTTのONUだから信用して、後ろにつながっているある人の端末にはその人の情報しか行かないようになっているということです。ところが、別の情報も来ているので、もしこれが信用できないとなると、何か悪いことがいくらでもできるようになってしまいます。

何かその辺をうんと工夫すればできるのですが、ただ、NTTはどこかでインターフェースが欲しいでしょうから、そのインターフェースというのが、どこまでをNTTが最低限機能を持って、どこから先は渡すかという、必ずしも今のONUの後ろか

前というよりは、真ん中とかそのような話も考えられるということでしょうね、おそらく。  
安東補佐) 御指摘のとおりでございます。こちら説明を時間の関係で省略しておりますが、4-2の参考資料の4ページに、酒井先生の問題意識と同じ資料をご用意させていただいております。例えば下り通信の場合におきましては、ネットワーク側からパケットが最低限だと8ユーザーに向けて、それぞれパケットが1つの通路で流れてまいります。

ここでいうと1、2、8のような四角いパケットが流れてまいります。8分岐する光スプリッタにおいては、機械的に8、2、1をすべてコピーして、ONUまで流してくるということがございます。その場合に、ONUにおいて、自分が2であれば2以外のパケットは破棄する、自分が1であれば、1以外のパケットを破棄することによって、自分のパケットを特定するという機能を持っております。このような技術の仕様がありますので、サードパーティーがつくる場合に、それをどのように実装するかというところは、もちろん技術的な点としては整理をしていく必要があるかと思っております。

酒井主査代理) 今のままだと怖いという話になるということでしょうね。

安東補佐) そうですね、技術規格をオープン化する場合に、どのように整理するかという点であろうかというのはそのとおりだと思います。

山内主査) 今おっしゃったのはこのことなのですね。

酒井主査代理) そうです。同じものがみんな来ているので。

山内主査) なるほど。ありがとうございます。そのほかに、NGNについていかがでしょうか。それでは、時間もちょうどですので、議事の2番と3番、線路敷設の話と、それから、公正競争環境の話について御説明をお願いいたします。

<事務局より議題2:線路敷設基盤の開放による設備競争の促進について説明>

<事務局より議題3:公正競争環境の検証等について説明>

山内主査) どうもありがとうございました。それでは、線路敷設基盤の開放の件と、今の公正競争環境の検証についてご議論願いたいと思いますけれども、どちらからでも結構だと思います。いかがでございましょう。

吉川委員) よろしいでしょうか。

山内主査) どうぞ。

吉川委員) 線路敷設基盤の開放の資料の 11 ページ、鉄塔等のオープン化ですけれども、今回の東日本大震災を踏まえた場合、やはり設備の冗長性といいたいまいしょうか、私も昔、大学院で信頼性工学は一応勉強しましたが、やはりリダンダンシーというのがあった方がいいのかなと改めて思いました。だから、設備が集約されてトータルコストが安価になることと設備が結果的に1つに集約されてしまうということのリスクとのバランスは、あるいはローミングもそうですが、やはりもう一度考える必要があるだろうと思っています。

例えば関東圏は計画停電を経験したわけですが、もし発電がもっと自由化されていたら、足りない電力をほかの事業者が補ったかもしれません。それから、鉄道は首都圏の場合は、たしかJRが一番動くのが遅かったと思いますが、私鉄とか地下鉄は比較的早かったということである、複数の交通設備が存在することによって何らかの代替性が担保されていたのかなと思います。

緊急時のローミングというのは、私は、鉄道でなぞらえるとおそらく振りかえ輸送に近いのだらうと思っています。振りかえ輸送というのも結局、事業者間の契約でやっていて、必ずしも近くの別の代替手段のところへすぐお願いできるかということもそうということでもなくて、やはり一応きちんと事前取り決めをしてあるということだと思えますので、まず、ルールを事業者間でしっかり持っておくということが重要ではないかと考えているところです。以上です。

山内主査) ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。

酒井主査代理) よろしいでしょうか。

山内主査) どうぞ。

酒井主査代理) 細かいところになってしまうのですが、例えば3ページの鉄柱強度の設定というところで、当初から複数事業者の使用を想定した強度を持たせることとすべきという要望がある一方、6ページのところ、冗長性の話とは少し違うのですが、提供不可の回答というのはたった 0.2%ですよね。ということは、これは少し矛盾しているような気がしています。ほとんどの場合、強度が十分だと解釈すればいいのでしょうか。そうすると、ほとんどが強度が十分なら、冗長性のことは別にすると、それ以上強度を持たせるようにすべきというのも少し無理な気もするのですが。

富岡補佐) こちらの6ページのデータでございますが、これは総務省で電柱・管路ガイドラインの運用の一環として実態調査をしており、その結果です。確かに、この数字の上では提供不可が 0.2%ということで、たかがそれだけかということになるかもしれませんが、です。我々の方に出てきている数字の限りでは確かにそうはなるのですが、実態として、もともと駄目なことが明白だというような場合は、そもそも調査の申し込みすらしないということもあるのではないかとということも考えられます。

酒井主査代理) わかりました。ですから、これも今の需要調整という話も含めてなのですが、要するに、そのコスト負担をどうしてもらおうかという話をうまくやっておかないと、もちろん鉄塔強度を今の2倍にしていたら、0.2%がほとんどゼロになるのかもしれませんがけれども、さすがに2倍を全部事業者に要求するのは何でしょうし、そういったところで、冗長性を取り決めてこちらからこちらへ移るとかそういう話は非常にいいと思うのですが、それがなくなるときの強制的にどこまで要求するかという話に関係するだろうという感じを持ちました。

清原委員) 資料4-4の、線路敷設基盤の方ですけれども、光ファイバの敷設等に係る各種手続の概要のところ、3、4、5のあたりです。競争を促進する上で、検討の視点ということで、電子化の促進とか、申請窓口の一元化とかというようなことを書いていただきました。そこで事務局に質問したいのですが、アメリカや韓国に比べると、電子政府は日本は遅れているということもあるので、電子化の促進が検討課題なのだと思いますが、この点について、競争を促進して新しい人たちが入ってくるために何か解決策というのは考えられるのでしょうか。

それに関連しまして、資料4-5の2にある図はどのような読み方をすればよい資料でしょうか。

富岡補佐) それではまず最初に、資料4-5の方の参考資料の2ページ目、この読み方について御説明します。これは、電子自治体を今、総務省で推進している中で、その中の重点的な 21 の手続について、どれぐらいオンライン化しているか、あるいはオンライン化した場合、どれぐらい利用されているかという状況を整理したものです。この横軸がどれぐらいの自治体でオンライン化をしているかというものになります。

左に行けば行くほど、電子化をしている自治体が少ない、右に行けば行くほど多いということになります。道路占用許可申請は、13 番ということでちょうど赤い線

を引いておりますが、かなり左の方にありまして、オンライン化をしている自治体は少ないと評価できるかと思えます。

他方、縦軸の方、これは実際にどれぐらいオンライン手続が利用されているかという利用率の数字でございます。こちらについてはちょうど真ん中ほどにありまして、これが上に行けば行くほど高いということになるのですが、比較的使われていると言えるのではないかと思います。特にやはりオンライン化している自治体の比率が低ければ低いほど、利用率も基本は低く出てしまいますが、そういった中で真ん中ほどにあるというのは高いのではないかと考えられます。

もう1点ですが、本体資料、資料4-4の4ページ目、どのようなことをしていけばいいのかということではなかなか難しい問題ではあると思うのですが、今回この課題を検討するに当たって、各通信事業者、あるいはケーブルテレビ会社の方からいろいろお話を聞いたのですが、どうも会社ごとに言っていることが違うという面もあります。

例えば、直轄国道の場合、これは国に対して道路占用許可を申請するのですが、ある事業者さんからは、国道事務所が違っていると、その事務所ごとに必要とされる書類が違う、あるいは様式が違う、これを何とかしてほしいというお話がありました。他方、別の事業者さんからは、「いや、そんな問題はございません」という話がありました。また、国交省の道路局とも話をしたのですが、そんなことはないはずだという話でした。ということで、実際何が起きているのかというのがなかなか把握しづらいところがあります。

当然、これは、我々自身もそうですが、取り決めではこうなっているけれども、実際、現場の運用の段階でいろいろローカライズされているという面がもしかしたらあるのかもしれないということで、やはり国交省の道路局の方もおっしゃっていたのですが、具体的な要望が欲しいというようなことがありました。抽象論として、統一化してほしいということではなくて、例えば「ここの道路事務所のこんな手続をしたときに、こういうことを言われました」という話を上げてほしいということだったのですが、どうもこれを事業者さんの方に聞くと、国交省にはあまり物が言いにくいというようなこともありまして、何らか言いにくいところをすくいとって伝えるようにするという仕組みをつくっていくというのが、少し小さい話かもしれませんが、まずその一歩になるのかなというようなことを考えております。

清原委員) ありがとうございます。

舟田委員) この委員会で基盤開放を話すのは今日初めてですね。しかし、去年の「光の道」のときも、私の記憶では、KDDIさん等がこういう問題がまだあるのだということを強く主張して、今回こういうことになったのだらうと思います。

この問題も、ここにもガイドラインがありますけれども、ガイドラインの前に確か1年以上かけていろいろヒアリングして、当時、第一種電気通信事業者というカテゴリーがあつて、需給調整が撤廃されたものですからワッと一度に入ってきたということがありました。これから、いろいろな事業者が皆、道路占用許可とか公益事業特権を主張してやるのかというようなことでやったことがあります。しかし、それから随分たつて、こういう問題があるということを私も今回初めて具体的に知りました。

全体として、この書類は事務局に向けられた書類だと思います。自分で自分ということですが、やはりこれは総務省の方できちんとやはり対応すべき問題であつて、あるいは、総務省の中で上に地方自治の問題をやっている部署もあるわけですから、やはりこれは事業者の問題というよりは、基本的には総務省の方でもう一度しっかり取り組んでいただきたいというような気がいたします。

個別いろいろ、少し感想はありますけれども、例えば先ほどの電柱の話などは、3ページですか、電柱を建てるのは、あれは公益事業特権が背景にあつて設置しているのであつて、単に東電なりNTTが自分でお金を出して地権者にお金を払っていないわけですね。もちろん実際に収用手続きを発動することはなく、実際上はもちろん交渉するのですが、やはり背景には、NTTさんなり東電から言われたら、電柱を建てるのは許諾しましょうといつてやっているわけです。ですから、私はやはり基本的に社会的な効用を十分満たすような電柱を建てる義務があるのではないかなという気がいたします。それで全部話は進みませんが、原則はそちらではないかなという気がいたします。

ですから、前お話したような、需要があるかどうかということ以前の問題で、やはり社会的なニーズをきちんと前もつてある程度決めて、強度もある程度要求できるのではないかと思います。では、省令か何かで書くかということになると、私もどうかと思いますけれども、ある程度はやはり公的な責務にこたえるということが基本ではないかなと思います。

それから、マンションの話は、これは前から聞いていて、どうするのだらうと思つ

ていました。これはまず質問ですけれども、大分前から建築基準法を改正してルール化してはどうかという話がありますが、これはその後どうなったのでしょうか。例えば追い張りをするように建築基準法を改正できないとか、いろいろありましたね。

安東補佐) その1つに、例えばMDF室が狭くて置けないという場合に、そこを広くとるよというよな、そういうことも建築基準の中で整理すればどうか、おっしゃるとおり、いろいろなニーズがございました。そういうことについて、電気通信事業者のみならず、デベロッパーさんとか、いろいろな関係者が話し合った事実もございます。ガイドラインのよなものもつくられていたよな記憶がございませけれども、そこから具体的に問題が解消したかという、まだ依然こいう建物の中の線そのものを追い張りすることができないという現状がある中で、まだ問題は残っているというのが今日現在の状況かと思っております。

舟田委員) そうしますと、マンションの場合はすぐに規制というのは少し難しいかもしれませね。やはりもう少し検討していただくことになるのかもしれませね。

それから、ローミングは、私はまだもう少し議論した方がいのかと思っております。原則は、吉川さんが言うよに、回線設備は複数あつた方がいといひますか、電波の割り当てを受けているのだから、設備競争にきつとやってしかるべきだということですが、しかし、他方で、先ほど一種事業者と二種事業者の区別がなくなりましたと言ひましたけれども、事業者は、自分の判断で一番効率的な設備投資をすべきだと思ひます。自分でやらないで、ここは他社の設備を借りようということが私は認められていひのではないかという気がしひます。現在、例えば4社ありますけれども、4社全部、全国できちんとやれと言ひのかという、そうではないよな気がしてひます。

また、鉄塔についても、ここは微妙な点ですが、原則である、電波の割り当てを受けた者は、例えばペネトレーションといひますか、普及率何%にすべきだという条件に関し、放送の世界ではよく90%達成すべきだということと言ひますが、携帯の場合、設備競争も両方すべきだということでもう議論は終わっているのでしょうか。

関口委員) 鉄塔に関しては、電柱と状況がやや違ひて、前に形態を随分教へていただいたことがありまして、携帯の鉄塔といひのはどんどん軽量化して、小型化しているという状況があつて、今、四つの支柱の大規模な鉄塔といひのは全然なくな



ってしまっているというか、コックアップするし、場所もとってしまうし、地権者の了解も取りにくいということで、屋上にポンと張れるような軽微なものが普及しているということをお伺いして、そこに他社さんのものを載せるともう倒れてしまうというような状況で、物理的に共用できない状況が今、多いということは勉強させていただいたことがありました。

舟田委員) そうですね。

関口委員) 電柱の共用と強度の問題の理解というのはやや違うのではないかと思います。そこは補足説明をいただければ幸いです。前に、鉄塔の形がついている写真も見せていただきましたね。

富岡補佐) 鉄塔につきましては、2009年の接続ルールに関する情報通信審議会の答申のときも議論になりまして、そのときの資料として、写真つきで、4類型ございまして挙げております。1つが、アングルトラス型という一番大きいものが、これはかなり載せられるということになるのですが、最近では、コストが高いため、新たな構築事例は少なくなっております。そのほか、シリンダー型、パンザ型、コンクリート柱と、そういった計4つがありますが、やはりなかなか複数のものを載せられるようなものはだんだんつくられなくなっていると理解しております。

安東補佐) 少し補足をしますと、アングルトラス型というのは、関口先生がおっしゃるとおり、四本の支柱に支えられた鉄塔でございまして、地面を数メートル四方で正方形に借りていくということで、非常に地権の問題もコストの問題もございまして。ほかの大きな鉄塔に関しましても、大きければ大きいほど、今度はそれを支える支線を置かなければならず、今度はその支線を地面に打ち込むためにまた場所が必要で、大きいものに関しては必ず面積とコストがかかってまいります。ですので、それを小さく機動的に打つために、どんどん小さい鉄塔を多数打っているというのが最近の動向になっております。

舟田委員) 少し思いつきで発言していますが、先ほど言いましたように、地上放送はデジタル化が進んで、特に山間部で例えばある地域でNHKと民放が3社あるとします。3社がそれぞれ鉄塔建てるかというのはばかげているわけです。そういうことで、鉄塔の共用化というのは放送の世界ではかなり進んでいるという事情があります。

携帯は違うというのは、それはそれで結構ですけれども、私が申し上げたのは、

4社がすべて設備設置をすべきなのか、それとも、そういう自前で設置という原則をどこまで推し進めるかということです。

もちろん鉄塔が合理的に小さいのがいいということになって、1社専用になるのだと決まっていればそうですけれども、しかし、移動体の設備というのはご承知のとおり、鉄塔建てとか、こういう機器、ネットワークをつくり、いろいろな階層からなっていて、鉄塔なりネットワークを張るという分野を、1つの設備分野として切ることができるのではないかという気がします。

例えば 11 ページの右側などにあるように、ケイ・オプティコムは、賃貸事業用の鉄塔を持っています。つまり、鉄塔というのは実は1つの事業分野なのです。実際におそらくドコモさんでもKDDIさんでもたくさんこういうものを借りていると思いますけれども、だから、そこはいわば1つのビジネスなのであって、専用で他社には貸さないというルールを推し進めるのはどうかという、その程度のことを言っているわけです。

関口委員) そこはおっしゃるとおりです。ですから、この 14 ページ目の審議会答申でいいますと、ローミングの制度化についてというところでの1番目は、利用当事者が合意して、空きがある場合だったらいいでしょうということだから、ここは全く否定していませんよね。ですから、舟田先生が御指摘のように、空きスペースを死蔵していてもしょうがないでしょう。ですから、そこを他社さんが利用するについては、全然否定していないわけですよね。

ただ、この2番目のところ、合意しないときにどこまで強制力をもってローミングさせるかということについては、やはり自社のユーザーを最優先するのが当たり前だから、そこにゆとりがなかったら拒否しても仕方がないですよというのが基本的な考え方だと思うのです。

鉄塔についても、先ほど、11 ページにあるように、ケイ・オプティコムさんのように、賃貸事業用でもともと貸すつもりだというのを含めて、自社で構築した鉄塔でも、空き容量があれば引き受けますよという、これはいくらでも可能な仕組みになっているはずだと私は理解したのですが。

舟田委員) 少し技術的なことなので、これは私もそれ以上は言いませんけれども、もちろん全く余裕がなかったら、それは断るのは当たり前で、できないことなのでそれは拒否とは言わないですね。ゆとりがあった場合に、拒否できるかが問題なのです。

それから、ローミングについてゆとりとは何だろうと。これは酒井先生に聞きたいのですが、つまり、例えばドコモさんの基地局にソフトバンクさんの通話が大挙して来たら、それは余裕がない。しかし、通話の一部ならいいのかと。ですから、余裕がある、ないというのは、私は程度の問題ではないかなという気がしているのですが、その辺どうなのでしょう。

酒井主査代理) 鉄塔と話は分けた方がいいかもしれませんが、例えばドコモとソフトバンクさんが同じ通信方式を使っているとします。そうすると、一緒にできないことはないかもしれない。もちろんドコモさんの方もおそらく、まさか今のユーザーぎりぎりで設計しているわけではなくて、それはある程度余裕を持って設計しているでしょうから。

ただ、そのときに、別の事業者にそれを無理やり貸してしまったとすると、今度、自分の方が増やせなくなるわけですね。今度、逆に言うと、もし無理やり借りられるのだとすると、その段階で、自分でつくるよりもそちらの方が安いという判断も働くわけですね。これが本当に正しいかどうかという話です。

それで、最初からこの件は全部あきらめるとか、これは全部やめるという話とか、そうであれば、そこだけはMVNOになるというなら話は別ですが、あまりそのところでほかの方を借りた方が安いからということもMNOに対してやってしまうと、それこそ設備を増やすというモチベーション、あるいは帯域を利用するというモチベーションがなくなってしまうのではないかという懸念は当然あると思います。ただ、合意ができた場合にはもちろん別ですし、それから、災害時等に、これもどうやるかはよくわからないのですが、そういった時の話をどうするかということは、それは確かに考えなければいけない話だと思います。

舟田委員) 私も技術系のことは何もわからないで手探りで言っているのですが、そうすると、ドコモさんとソフトバンクさんの間で、契約次第ではないかと。

酒井主査代理) もちろん。

舟田委員) つまり、先ほど言ったように、自社のトラフィックは優遇しますよという前提でもいいとか、いろいろな条件が設定できるのではないか。それをコントロールできるのかどうか私はよく知りませんが、いろいろな工夫があり得るのではないかと思います。

酒井主査代理) そういう工夫を今やって契約する分には何の妨げもないと思います。

そうではなくて、強制力を働かせて、例えばこういう方式で開放しなさいというふう  
にすると、これは本当に望ましいのかどうかということで、先ほど申し上げたように、  
借りた方が得だということになってしまうと、これは少し問題かなと思っております。

舟田委員) もう1つは値段のことですけれども、安く貸すのはおかしいので、やはりそ  
れなりの対価をとればいいと、たしか以前、そういう御質問をして、答えを覚えてい  
ないのですが、これは本来は他社の設備を借りた方が安くなるかどうか分からない  
です。それは料金次第です。

酒井主査代理) そうですね。ですから、そのところでお互い合意して借りた場合に  
は例えば倍払うとか、そのようになる分には別に何の問題もないですし、そのとこ  
ろで、では、2倍ならいいということで、こちらから、2倍なら貸さなければいけないと  
いうことまで言えるのかどうか。2というのは例えばの数ですけれども。同じだったら、  
絶対に貸さなければいけないということにしてしまったら、それはむちゃだと思いま  
す。では、どこまでいいのかとか、そのあたりまでこちらが介入することなのかどうか  
ということだと思えます。

吉川委員) また電車の例を出しますけれども、震災直後は、振りかえ輸送どころか、  
人があふれて、みんな帰宅難民になりました。いつの時点のことを緊急時というか  
わからないのですが、そもそもパンクするのではないかと思います。ですから、私と  
しては、基本的にはやはり、特にトラフィックが増えるので、むしろ設備を増強して  
もらわないといけないというのが現在の状況だと思うので、設備競争を原則促して  
いくというのが今の時点としては望ましい政策なのではないかと思います。ただ、  
基本は、ローミングというのは事業者間の契約、鉄道の先ほどの振りかえ輸送のと  
きも契約ベースだと言いましたけれども、これに近いのではないかなと思っています。

舟田委員) しかし、緊急時と平時は分けて議論した方がいいと思っています。私は  
今のローミングの議論は、平常時のローミングを全面禁止するのですかということ  
を聞いたのです。

酒井主査代理) 禁止はしていない。

山内主査) だんだん時間も迫っているのですが、今の話はやはり、まずは合意ベ  
ースであれば問題ないというのは皆さんの合意で、その先の強制力がどこまでとい  
うことですね。それで、例えば 14 ページのところでも、緊急通報に限定したローミン

グについて云々とか、例えばまず次にここが議論になるでしょうし、さらにいけば、もう少し強制力を持たせるかという議論になっています。しかし、皆さんの議論では、最後の強制力を持たせるところまでは言及していなくて、それが必要だという人はほとんどいないという感じですね。ですから、この14ページの審議会答申というのは、大体この線で我々も今の議論が進んだのかと理解するところですね。

そのほかのところはいかがですか。今日幾つか御意見をもらいましたけれども、最初の、行政側の問題じゃないかというのはそのとおりでして、外から見ていると、官と官の間の仲の悪さというのは少しおかしいなと思うときもあります。ですから、やはりその辺は少しやっていかなければいけないというのと、あとは、マンションの件についても若干出ましたけれども、ほかに何かございますか。

あるいは、今、資料4-6の方の検証についてはまだほとんど意見をいただいておりますけれども、この辺についてのご発言はございますか。

舟田委員) 資料4-6については、まずセーフガードのことですけれども、これについては、4ページにこれまでの検証結果が出ていて、これらの中身を見ますと、こういうことに対処するために今次の法改正、ファイアーウォールの設定や、その他の公正競争整備のための措置につながったのではないかなと思います。

セーフガードについては、最初の2ページ、つまり、今回できたファイアーウォール等の措置については、3年後にこれを検証するということですね。ですから、そのときにぜひ私どもが提案した制度が動くかどうか見るべきだろうと思います。

それから、競争評価の方は実は私もアドバイザリーボードにいて、内心じくじたるところがありまして、6ページの表、特に右側の競争状況の評価結果というのは毎年ほとんど同じになってしまっています。

例えばNTTグループのシェアが高いところについては市場支配力が存在する、しかし、規制を働かせているから、市場支配力の行使の懸念は少ないということになっていて、これはずっと毎年こういうことでもいいのかなという気もいたしました。

しかし、弁解のようですけれども、やはり1つは、個人的な意見としては、7ページの(2)の最後にありますように、「FTTH市場の分析及び評価の勘案要素として事業者間取引」というのが一番わかりにくいところで、エンドユーザーとの取引というのは、これは約款になっているところもかなり多いですし、わかりやすいのですが、事業者間取引は、競争評価でもいろいろやってみたのですが、どうもなかなか実

態が分かりにくいということ。

それからもう1つは、事業者の意見にありましたけれども、競争評価の対象が、ネットワークに集中し過ぎているということです。2ページの右側、競争評価制度に関する意見のところで、特に私どもとしては、②の評価の手法の、これまでどうもネットワークレイヤー主体であって、もっと違う、グーグルとかアップルなどの影響をきちんと見るべきだと言われるのももちろんそのとおりでありまして、取り上げるべきだと思って、今年1年間考えたわけですけれども、なかなかこれは競争にどういう影響を与えているかを見るのが難しいですね。

これは、経済学なり経営学の分野の問題かもしれませんが、一般的にこれがレイヤーをまたがる影響ということでなかなか難しいということで、今後これに取り組むべきだろうと、これは、ヒアリングでのNTTドコモさんの主張ですか、そのとおりで、今後そういう課題があるのではないかと思っています。そういう意味で、事業者の皆さんから見ると、評価は非常に厳しいものがあるというのは十分受けとめなければいけないのではないかと思っています。

山内主査) ありがとうございます。つまり、やはり技術革新が激しいし、マネジメントが横だけでなく、縦の動きが激しいので、今おっしゃったような評価のところというのは、かなり変化をうまくとらえられるかという、そういう問題はありますよね。

少し余談ですがけれども、先日読んだもので、携帯、スマートフォンのOSのシェアの進展というところがものすごく大きく変動していますよね。そういうことも考えると、おっしゃるようなことがあるのかと思いますね。ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

山内主査) それでは、時間も少し超過しておりますので、この辺で議論の方は閉じたいと思います。次回の日程等について、事務局からご連絡をお願いいたします。

富岡補佐) 次回は9月 28 日水曜日の午前 10 時から、総務省8階の第1特別会議室での開催を予定しております。よろしく申し上げます。

山内主査) ありがとうございます。

それでは、以上で第4回の会合を終了とさせていただきます。皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、また熱心な議論をしていただき、どうもありがとうございました。

以上